

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策検討会」報告書骨子（案）

I 検討の趣旨等

1 はじめに

荷役作業における労働災害の現状と検討会の設置目的

2 検討の経緯

検討会の開催状況、参集者名簿

II 荷役作業における労働災害の現状

1 陸上貨物運送事業における労働災害の現状

2 荷役作業における労働災害の現状、抽出調査の結果

III 荷役作業の労働災害防止対策について

1 検討事項

2 検討結果（陸上貨物運送事業者と荷主先等のそれぞれの実施事項を書き分ける）

（1）安全衛生管理体制のあり方について

ア 安全管理者、作業指揮者等の選任の徹底

イ 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成、実施、評価、改善

ウ 安全衛生委員会等における調査審議（陸運事業者、荷主による合同の安全衛生協議組織の設置及び調査審議を含む。）

（2）荷役作業における労働災害防止対策

ア 荷台等からの墜落、転落災害防止対策

イ フォークリフトによる労働災害防止対策

ウ クレーンによる労働災害防止対策

エ コンベヤーによる労働災害防止対策

オ テールゲートリフターによる労働災害防止対策

カ ロールボックスパレット等による労働災害防止対策

キ 転倒災害防止対策

ク 動作の反動、無理な動作による労働災害防止対策

ケ その他（荷崩れ等による労働災害防止対策）

（３）荷役作業の安全衛生教育

管理監督者、荷役作業の実施者等に対する荷役作業の安全衛生教育

（４）荷主等と陸上貨物運送事業者との連絡調整

荷役作業における役割分担の明確化、連絡調整

（５）荷主等が実施すべき事項

安全衛生協議組織の設置、施設・設備の設置等、その他（手待ち時間の短縮化等）

（６）自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の休憩時間の確保

（７）陸上貨物運送事業者間での業務請負等を行う場合の措置

陸上貨物運送事業者が自ら受注した輸送業務（荷役作業を含む。）を他の陸上貨物運送事業者に請け負わせる場合の措置

３ その他（提言等）

貨物自動車の構造の改善、荷主等への改善基準告示の周知等